

## 境夢みなとターミナルOAフロア使用者募集案内

### 1 使用許可の概要

#### (1) 使用許可の内容

境夢みなとターミナルOAフロア使用許可

#### (2) 使用許可場所

境港市竹内団地252番2

#### (3) 使用許可条件

ターミナルは、我が国唯一の日・韓・ロを結ぶ環日本海定期貨客船（DBSフェリー）やクルーズ客船などに対応した物流・人流ネットワークの拠点として2020年春にオープンする様々な機能を集約化した港湾施設である。

当該施設を活用することにより、以下に掲げる港湾施設の使命達成を含めて、境港の港湾機能の強化に資するものとなる事業を行うことを条件とする。

①山陰の海の玄関として、CIQ手続、ホスピタリティ、観光地への誘導等の質の高いサービスを提供することで、クルーズ船寄港の増加や外国人観光客を中心とした観光誘客の拡大により、インバウンド観光の振興に貢献する。

②観光・コンベンション施設である夢みなとタワーの他、温泉施設、水産関連の販売施設、また弓ヶ浜半島・秀峰大山の景観を活かした白砂青松皆生・弓ヶ浜サイクリングロードなど、周辺の関連施設と連携を図りながら、中海・宍道湖・大山圏域をはじめ地域全体の人・モノの交流拡大に貢献する。

#### (4) 使用許可物件の詳細

ア 使用許可施設 境夢みなとターミナル（鉄骨造 2階建て 延床面積3,800㎡）  
2階 OAフロアスペース

イ 使用許可面積 各105.01平方メートル 2区画（A区画、B区画）

ウ 使用許可場所 別添図面のとおり

エ 施設関連備品等

(i) 営業に係る備品等、光熱水費、通信費、消耗品費、清掃及び廃棄物の処理に係る経費、その他の営業に関する経費については、一切を使用許可事業者の負担とする。

(ii) 使用にあたって、警備装置等の導入等を行う場合は使用許可事業者の負担とする。また、コンセント等は設けていないため、必要に応じて使用許可事業者において設置すること。

(iii) 使用許可事業者が利用形態により改装を希望する場合は、指定管理者に協議すること。

オ その他

(i) 境港管理組合の定める諸規程等関係法令に基づいた使用を行うこと。

(ii) 使用上許可が必要な事項は、あらかじめ関係機関と協議を行い、使用許可事業者で許可を受けること。

(5) 使用許可期間 令和2年4月1日以降で半年以上1年以内とする（但し使用許可期間満了後、更新することを妨げない。）

#### (6) 使用料等

ア 現行使用料 月額1,965円/平方メートル（消費税及び地方消費税の額を含む。また、令和2年度以降の使用料は変動する場合がある。）

イ 使用許可部分に係る光熱水費及び冷暖房費等の諸経費は使用許可事業者の負担とする。

### 2 応募資格

(1) 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

②法人等（個人経営者を含む。以下同じ。）の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。

③会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てが行われていない者であること。

④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力

団又は暴力団若しくはその構成員の利益になる活動を行う法人等でないこと。

⑤法人税、都道府県民税その他の税金の滞納がないこと。

⑥ 1 (3) 記載の境夢みなとターミナルの設置目的に沿った事業内容であり、営業内容等が、次のいずれにも該当しないこと。

ア ターミナル及びその周辺の景観を損ねるもの

イ 公の秩序又は善良の風俗に反するもの

ウ 公衆に不快の念を与えるもの

エ 公衆に危険を及ぼすおそれのあるもの

オ その他ターミナルの管理上、境港管理組合が不適切と認めるもの

(2) (1) の応募資格を満たさない事が分かった時は、許可を取り消す事ができるものとする。

### 3 応募手続

(1) 応募書の内容は、別記様式 2 及び 3 に記載のとおりする。

(2) 応募書等の問合せ先

〒684-0004 境港市大正町215

境港管理組合港湾管理委員会事務局総務課 電話 0859-42-3706 ファクシミリ 0859-42-3735

(3) 応募書等の提出

ア 提出方法、提出期間及び時間

応募書及び添付書類を作成し、提出すること。

提出期間及び時間は、令和 2 年 2 月 10 日 (月) から同年 2 月 14 日 (金) までの日 (国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時までとする。提出は郵送又は持参によるものとする。なお、郵送の場合は、令和 2 年 2 月 14 日 (金) 午後 5 時必着のこと。

イ 提出書類

提出書類は、次の表のとおりとし、正本 1 部、副本 1 部を提出すること。

| 項番 | 提出書類          | 備考   |
|----|---------------|--|
| 1  | 応募書提出書        | 別記様式 2   |
| 2  | 施設使用に係る事業概要   | 別記様式 3   |
| 3  | 決算書           | 最近 3 カ年分 (平成 28 年、平成 29 年、平成 30 年度) の貸借対照表、損益計算書   |
| 4  | 国税及び地方税の納税証明書 | 国税及び地方税に未納がないことを証する納税証明書 (3 ヶ月以内のもので原本に限る。)。<br>・法人にあっては、法人税、消費税及び地方消費税並びに各都道府県の税に係るもの<br>・個人にあっては、所得税、消費税及び地方消費税に係るもの並びに各都道府県の税に係るもの (個人県民税を除く。)<br>・国税様式 その 3-3 (法人)、その 3-2 (個人) |
| 5  | 商業登記簿謄本       | 原本 (3 ヶ月以内のもの)<br>個人の応募者は、代わりに住民票を提出すること。  |
| 6  | 申請に係る誓約書      | 別記様式 4   |

(注) 1 正本 1 部には原本を添付することとし、副本 1 部には複写したものを添付すること。

2 項番の順に書類を揃えて提出すること。

(4) 質問の受付

ア 質問がある場合は、質問書（別記様式1）により令和2年2月3日（月）午後5時までに提出すること。（ファクシミリも可）

なお、回答は2月6日（木）午後5時までに境港管理組合ウェブページホームページに掲載する。

イ 質問書提出先

3（2）

#### 4 現地確認

現地確認を希望する者は、令和2年1月23日（木）午後5時15分までに現地確認申込書（別記様式5）により申し込むこと。なお現地確認の詳細は下記のとおりである。

現地確認 日時：令和2年1月28日（火）10時～12時

又は1月29日（水）10時～12時

場所：境夢みなとターミナル（境港市竹内団地2 5 2 番2）

申込方法 郵送、メール、ファックスのいずれかの方法で、下記の提出先へ送付すること。

郵送先：3（2）と同じ

メール：sakai-port@pref.tottori.lg.jp

ファックス：0859-42-3735

#### 5 使用許可事業者の選定

複数の者から申込みがあった場合には、境港管理組合において応募内容の審査等により使用許可事業者を選定する。なお、募集期間中において募集対象区画を変更する場合がある。この場合変更した区画に応募した者は応募区画を変更して応募することができる。

#### 6 選考結果の通知

選考結果は選定後、速やかに全ての応募者に郵送にて通知する。また、選考経過や結果に対する異議は受け付けない。

#### 7 使用許可の手続き

5により選定された者と境夢みなとターミナル指定管理者が使用許可手続きを行う。

#### 8 その他

(1) 応募書の作成及び提出に要する費用は、応募者の負担とする。

(2) 応募書に虚偽の記載をした場合には、提出された応募書を無効とする。

(3) 提出された応募書は返却せず、使用者の選定及び応募書の審査以外には使用しない。但し提出された応募書等は施設の指定管理者に提供することがある。

(4) 応募書の受理後の差し替え及び追加・削除は、原則として認めない。